

## 1 報告書（案）の記載についての意見

○下記2点について、修正を検討願いたい（下線部）。

(1) p 1 1 下から14行目（消極意見欄の最初に記載された意見）

「……での議論を経て策定された、取調べの録音・録画制度を含む改正刑事訴訟法に基づく様々な制度が施行されており、これら新制度の施行状況を踏まえた3年後検討も予定されているから……」

(2) p 1 5 結びの後半、要望事項の1つめ

「……検察官の倫理に関しては……検察組織内部において、必要に応じ、法務当局とも連携し、同様の不祥事を招くことなく……」

○p 1 4 イ(ア)取調べの録音録画制度について、「対象範囲を拡大して、在宅被疑者や参考人も含めて、全事件・全過程の録音・録画を義務付けるべき」との意見に対し、意見を追加して述べる。

取調べの録音・録画の導入については、在り方検討会議と法制審議会特別部会において議論が重ねられた結果、全事件における全取調べを対象とするのは現実的ではなく、必要性が高いものを対象にすべきことから、裁判員裁判事件と特捜部独自捜査事件に係る身柄拘束下の取調べを義務化の対象範囲としたという経緯であったと承知している。

その後、早急に対象範囲を拡大すべき特別の事情が生じたわけでもないのであるから、ご意見に係る対象範囲の拡大等の要否・当否については、改正刑訴法の施行状況（及び検察官の判断により行われている一般の身柄事件や在宅被疑者、参考人についての録音録画の運用状況）をも踏まえて、3年後検討の機会に検討すべき事柄である。

## 2 後藤委員の提案に対する意見

○提案①（結びの最後の部分に「その検討の際には、刑事司法の専門家以外の参加も求め、また経験者からの聞き取りを参考とすることが望ましい。」旨補足すること）について（意見）反対である。

（理由）今回の刑訴法改正は、取調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却など、新時代の要請にかなう刑事手続きを目指した多岐にわたる大規模なものであったから、その見直しの検討についても、刑事手続きを担う法曹三者、警察や刑事法の研究者だけでなく、多方面の有識者等から十分に意見を伺いながら、また、可能な限り広く情報を公開しつつ、国民一

般の声に留意し、耳を傾けながら、客観的なデータに基づき検証・検討し、必要があれば、大胆な対応も果敢に行ってもらいたいと思う。

しかし、本報告書の原案において、すでに「幅広い観点から適切な検討がなされること」との要望が明記されているのであるから、これに加えて、法務大臣や当該検討体制において適切に判断すべきことがらにつき、提案のように具体的に言及する必要はなく、また適当とも思われない。

○提案②③（検事総長には、弁護人を立ち合わせる場合に検察官が配慮すべき点を示していただきたい。法務省ないし検察庁に対して、弁護士会から弁護人立会いの試行の条件について協議の申入れがあった場合には、それに応じていただきたい。旨補足すること）について（意見）反対である。

（理由）この提言は、立会の試行を運用で行うことが前提とされているが、その点については反対の意見も少なくなく、本会議体の提言とする前提が欠けている。

私の意見を再度申し上げると、そもそも弁護人の立会のみを導入することについて反対であって、立会制度の要否やその仕組み方については、現行刑事訴訟手続きを根幹から変えることに直結し得る重大な問題であって、被疑者取調べの位置づけ、代替的な証拠収集手段の要否及び内容等、関連する刑事手続き全体の見直しとセットで検討されるべきものと考えているから、立会についてだけ先行して試行することについても反対である。

本会議体においては、目指すべき立会制度の内容や仕組み（例えば、立会の要求に取調べを止める効力を与えるか、立ち会った弁護人がどの程度取調べに介入できるか、そもそも録音録画に加えて導入する立会制度の目的・機能をどのように定めるかなど）について、具体的な議論もなく、大きな方向性すら意見集約できない中で、とりあえず「できる範囲で良いから試行しよう」というかのごとき提案については、あまりに乱暴な議論であると思う。

試行についても、その目的や内容を全く示すことができず、検察に実施を丸投げするような提言は、履行のしようもなく、不適切である。仮に検察にまったく支障のないような立会の形があるとすれば、それは立会の意義を認められないと思われ、少なくとも試行に値しないであろう。逆に、検察に支障のある形であれば、試行により具体的な事件処理に悪影響が避けられないので、法律の根拠等なくしては検察としても試行に応じ難いと思われる。

仮に、立会制度の本格的な検討に先立ち、実践的な情報が必要だというのであれば、諸外国における様々な立会制度につき、その国における刑事手続の中での運用の実情も含めて、多角的かつ詳細に調査することから始めるべきであり（なお、将来における国民的議論に備え、その内容は広く公表してほしい。）、必要があれば、模擬裁判（立会つきの模擬取調べ）を行うことも検討に値すると思う。ことは刑事手続きの根幹に関わる重大な問題であるから、現状のように、制度の要否も当否も決まっておらず、推進論者の中においてさえ議論が詰められていない段階で、試行してみても問題があったらやめれば良いというような発想でナマの事件で試行に及ぶことには、強く反対する。